

しみずの里デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業重要事項説明書

(介護予防通所介護相当サービス)

当事業所は契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、事業対象者、要支援1、2と認定された方が対象となります。

◇◇目次◇◇

1.	事業者の概要	1
2.	ご利用事業所の概要	1
3.	事業の目的と運営の方針	1
4.	営業日時	2
5.	事業所の職員体制	2
6.	サービス提供の担当者	2
7.	利用料	3. 4. 5
8.	緊急時の対応	5
9.	事故発生時の対応	5
10.	非常災害対策	5
11.	守秘義務及び個人情報の保護	5
12.	虐待の防止	6
13.	衛生管理	6
14.	身体拘束の禁止	6
15.	苦情相談窓口	7
16.	第三者委員	7
17.	運営推進会議	7
18.	サービス利用にあたっての留意事項	8
19.	同意書	9

あなた（利用者）に対するサービスの提供時間にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 泰和会
主たる事業所の所在地	〒376-0144 群馬県桐生市黒保根町上田沢 2565 番地 1
代表者（職名・氏名）	理事長 東郷庸史
設立年月日	平成 9 年 7 月 30 日
電話番号	0277-96-3388

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	しみずの里デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒376-0144 群馬県桐生市黒保根町上田沢 2565 番地 1	
電話番号	0277-96-3388	
指定年月日・事業所番号	平成 28 年 4 月 1 日	第 1072000050 号
実施単位・利用定員	1 単位	定員 18 人
通常の事業の実施地域	桐生市黒保根町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

*提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通って頂き、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます
営業時間	午前8時30分～午後17時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分～午後16時30分まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	職種説明	最低基準人員
事業所長（管理者）	センターの従業者の管理及び業務の管理を総括的に行う。	1名
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1名
看護職員	利用者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護等も行います。	1名
介護職員	利用者の日常生活上の介護や、健康保持の為の相談助言等を行います。	1名以上
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務します。	1名

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者	吉原俊明
担当職員の氏名	生活相談員	青木加奈子

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度 事業対象者	基本利用料 (1ヶ月につき)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援1	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
要支援2	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額				
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者 要支援1	880円	88円	176円	264円
		要支援2	1,760円	176円	352円	432円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者 要支援1	720円	72円	144円	216円
		要支援2	1,440円	144円	288円	432円

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者要支援1	240円	24円	48円	72円
	要支援2	480円	48円	96円	144円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率5.9%を乗じた額			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)※		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率4.3%を乗じた額			
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)※		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率2.3%を乗じた額			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率1.2%を乗じた額			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)※		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率1.0%を乗じた額			
介護職員等ベースアップ等支援加算※		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率1.1%を乗じた額			

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) その他の費用

食事	食事の提供を受けた場合、1回につき 650円 の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の周り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご利用できる金融機関は次のとおりです。 群馬銀行 新田みどり農協 ゆうちょ銀行
銀行振込	サービスを利用した月の翌月末日までに、事業者が指定する下記の口座にお振込み下さい。 群馬銀行 大間々支店 普通預金口座 0787642
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払いください。

8. 緊急時の対応（契約書 12 条参照）

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応（契約書 13 条参照）

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策について（契約書 14 条参照）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するため計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、定期的に避難、救出その他、必要な訓練を行います。

11. 守秘義務及び個人の情報の保護について（契約書 15 条参照）

- ① 事業者及びサービス従事者又は従業員はサービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- ② 利用者に緊急な医療上必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ③ 利用者に係わる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意書を得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を提供できるものとします。
- ④ 事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定められ通報できるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 虐待の防止について（契約書 16 条参照）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 責任者の設置
 - (2) 苦情解決体制の設置
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業者はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に報告します。

13. 衛生管理について（契約書 17 条参照）

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所においても感染症が発生し蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めます。

14. 身体拘束の禁止について（契約書 18 条参照）

利用者の身体拘束は行わない。ただし、利用者又は他利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には身体拘束を行うことがあります。その場合、次の措置を行うものとします。

- (1) 身体拘束が必要な場合は利用者又は家族に説明し、同意を受けなければならない。
- (2) その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 身体拘束廃止委員会にて早期の廃止（中止）を協議・実施する。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業相談窓口	電話番号	0277-96-3388
	受付時間	月曜から土曜日 8:30~17:30
	担当職員名	生活相談員 青木加奈子

(2) 行政機関・その他の苦情受付機関

群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 335 番地 8 電話番号 027-290-1363 FAX 027-255-5308 受付時間 8:30~17:15
桐生市保健福祉部健康長寿課	所在地 桐生市織姫町 1 番 1 号 電話番号 0277-46-1111 FAX 0277-45-2940 受付時間 8:30~17:15
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋 13-12 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8:30~17:15

(3) 第三者委員

第三者委員	住所	連絡先
橋本 毅	桐生市黒保根町宿廻 788	090-3349-4459
鈴木正英	桐生市黒保根町宿廻 564	090-3099-1964

16. 提供するサービスの第三者の評価の実施状況について・・・なし

17. 運営推進会議について（契約書 21 条参照）

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流をします。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図る事を目的とし「運営推進会議」を設置します。

- (3) 運営推進会議の構成員はご利用者、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市長の職員、地域密着型通所介護についての知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上の会議を開催します。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなった時は、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センターの担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 群馬県桐生市黒保根町上田沢 2565 番地 1

事業者 社会福祉法人 泰和会

代表者職・氏名 理事長 東郷庸史 印

説明者職・氏名 生活相談員 青木加奈子 印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____ 印

立会人 住所 _____

氏名 _____ 印